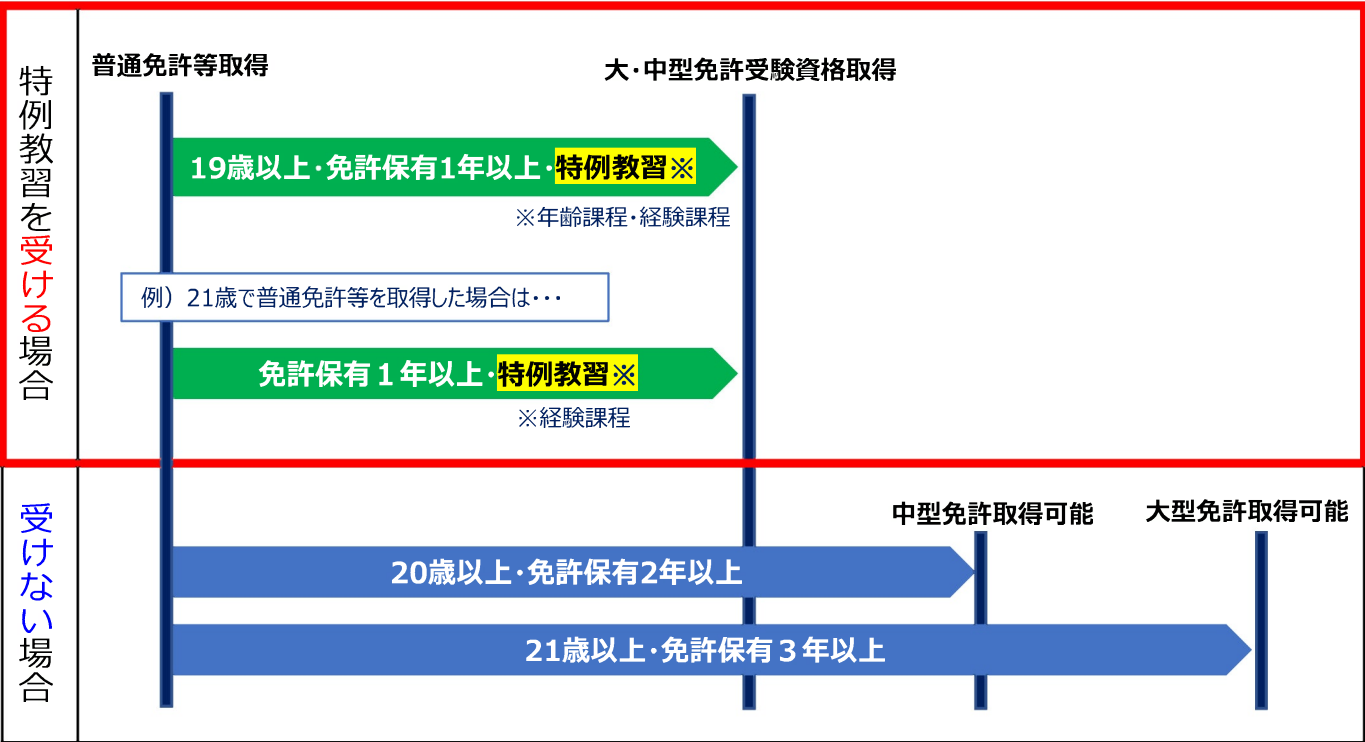


受験資格特例教習について

令和4年5月13日施行の改正道交法により、受験資格が得られる特別な教習（以下：特例教習）を修了し、普通免許等の保有が1年以上あれば、**19才以上でも大・中型免許が取得**できるようになりました。

特例教習による免許取得（例）



受験資格条件ごとに必要な特例教習課程

受験資格の条件（未満）	必要な教習課程	特例教習内容
年齢が満たしていない (年齢 大型:21歳／中型:20歳)	年齢課程	運転に必要な適性に関する教習を座学や実車にて実施
経験年数が満たしていない (普通免許等保有 大型:3年／中型:2年)	経験課程	運転に必要な技能(危険回避・回避能力)に関する教習を座学や実車にて実施
どちらも満たしていない	年齢・経験課程	上記全て

特例教習課程ごとの時限数と目安料金

(令和4年5月 全ト協調査)

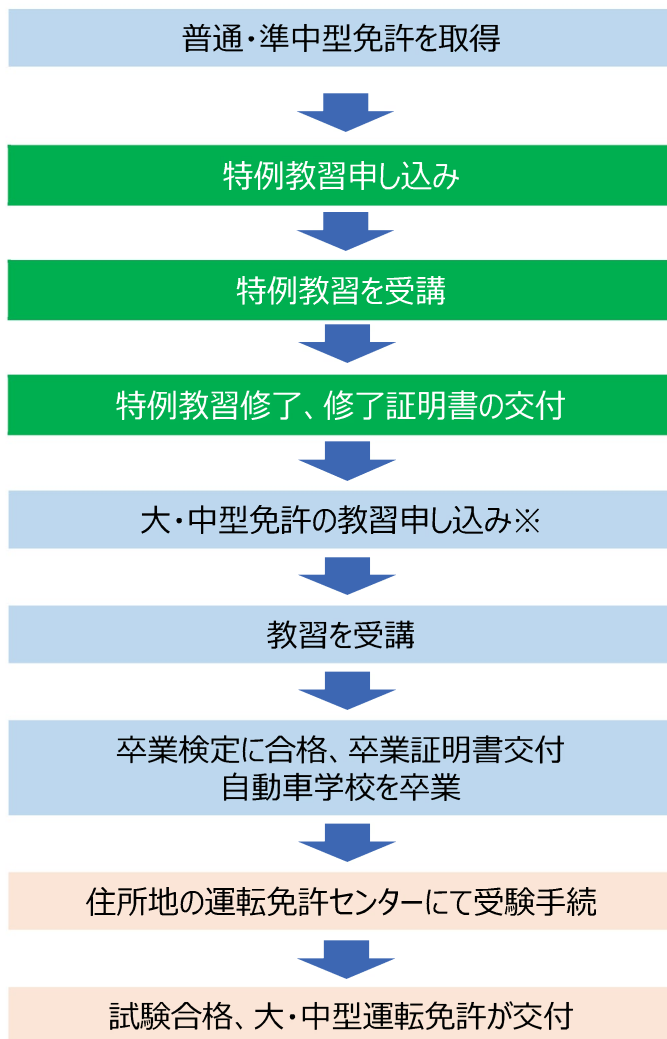
特例教習種類	時限数			特例教習料金 (目安)
	学科	技能	計	
年齢課程	3	4	7	約8～17万円※
経験課程	2	27	29	約20～28万円※
年齢課程＋経験課程	5	31	36	約24～33万円※



大・中型免許教習

※各教習所にご確認ください

普通免許等取得～大・中型免許取得の流れ

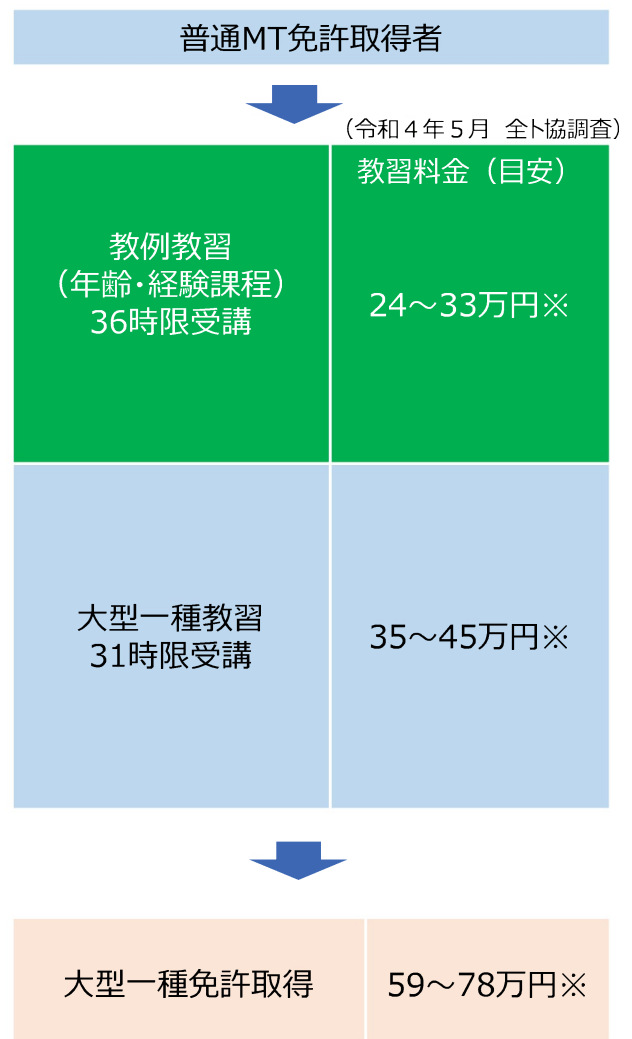


※AT限定の場合は希望の免許教習前に限定解除が必要

(例)免許取得者

19歳・普通MT免許保有・経歴1年

大型免許第一種取得の場合



※各教習所にご確認ください